

第7章 重点施策

1 重点施策の位置付け

(1) 重点施策の考え方及び位置付け

本市が目指す将来像（「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現）に向け、市民、事業者及び行政の連携のもとで、重点的かつ優先的に具体展開を図っていくべき主要な施策・事業を「重点施策」として位置づけることとします。

また、「重点施策」の推進においては、SDGsの考え方にあるように、環境面だけでなく、経済や社会への便益にもつなげることを意識して取り組んでいきます。

(2) 重点施策の選定基準

重点施策は以下の基準で選定します。

- 先進的な取組
本市として新たに取り組む事業等、本市の取組として先進性があるもの
- 先導的役割を持つ取組
本計画において掲げる将来像の実現に向けた取組を牽引し、計画の着実な推進につながるもの
- 本市の環境課題の解決や改善に大きく貢献する取組
本市において重要度や優先度が高い環境課題の解決を具体的に進めていくもの
- 様々な主体による取組と連携・協働を促す取組
市民や事業者、団体、連携自治体等、様々な主体による参画や連携・協働を促進するもの
- 継続的な波及効果や水平展開が期待できる取組
一時的・限定的な取組効果ではなく、継続的な波及効果や、取組の水平展開が期待されるもの

(3) 重点施策の設定

下記のとおり重点施策を設定します。

重点施策	
1	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域循環共生圏の構築
2	スマートシティの実現
3	身近な気候変動への適応策の推進
4	多様な主体との連携・協働の推進



2 重点施策

重点施策1 ゼロカーボンシティ実現に向けた地域循環共生圏の構築

※第2次さいたま市環境基本計画 重点施策1に該当

◇概要

気候変動による影響は頻発化・激甚化しており、脱炭素社会の実現は国、地域を超えて、あらゆる主体が共に取り組むべき喫緊の課題となっています。そうした背景を踏まえ、本市では、令和2（2020）年7月に、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」の実現を目指すことを表明しました。

その実現に向けて、太陽光発電設備や蓄電池等の普及拡大を図るとともに、ごみ焼却施設で発電した電力や市内の卒F | T電力を地域で有効活用するエネルギーの地産地消を推進します。また、それらを補完する取組として、再生可能エネルギーの利活用を通じた都市間連携を図るなど、自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう「地域循環共生圏（国の第五次環境基本計画に掲げられた概念）」の実現を目指し、環境・エネルギー政策を契機とする経済・社会との統合的取組を推進します。

◇具体的な取組

- 再生可能エネルギーの導入拡大
太陽光発電設備や蓄電設備等の導入を積極的に進めるとともに、再生可能エネルギーを含む低炭素電力の調達などを通じて、再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。
- エネルギーの地産地消の推進
ごみ焼却施設で発電した電力や市内卒F | T電力を地域で有効活用するため、民間事業者との連携などにより、新たなエネルギー利活用のスキームを構築し、エネルギーの地産地消を推進します。
- サーマルエネルギーセンターの整備
老朽化した西部環境センターと東部環境センターの2つを統廃合し、新たにサーマルエネルギーセンター（高効率ごみ発電施設）をDBO方式により整備します。
- 都市間連携・都市間共創による再生可能エネルギーの導入促進等
都市間・地域間の連携により、再生可能エネルギー由来の低炭素な電力を調達できる方策やカーボンオフセットの活用等について調査・検討します。
- 地域循環共生圏の構築（共創の推進）
多様な主体と連携することで、地域内でのエネルギーや資源・経済の循環を促すとともに、分野横断的な地域間での交流や広域的なネットワークづくりにより、経済・社会が同時に成長するマルチベネフィット（温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益）の創出に向けた「地域循環共生圏」の構築を目指します。

◇取組の効果

環境	・ 温室効果ガスの排出削減 ・ 再エネ等の導入拡大 ・ 生物多様性の保全、自然共生
経済	・ 社会コストの削減 ・ 地域内経済循環の促進 ・ ESG投資の促進 ・ 新規ビジネス創出に伴う地域活性化、雇用創出等
社会	・ エネルギーの自立分散化 ・ 災害時のレジリエンス（強靱性）の向上 ・ 広域的なネットワーク形成、連携の促進 ・ 地域資源の有効活用 ・ AI・IoT等の技術革新への対応 ・ デジタル化の推進

◇関連する指標

指標	現状	目標	
	—	令和7年度	令和12年度
市域の再生可能エネルギーなどの導入量	3,724TJ (基準年度:平成25年度)	5,840TJ (令和5年度)	6,898TJ (令和10年度)

◇関連する施策

2 持続可能なエネルギー政策の推進
2-1 (1) 市民による再生可能エネルギー利用促進
2-1 (2) 事業者による再生可能エネルギー利用促進
2-1 (3) 市役所における再生可能エネルギー等の利用の推進
2-2 (1) エネルギーの地産地消の推進
2-2 (2) エネルギーセキュリティ確保の促進
4 気候変動への対応
4-1 (3) 生態系に係る対策
5 循環型社会の形成
5-2 (1) 廃棄物の循環利用の推進
6 環境教育・環境学習の推進
6-1 (3) 環境活動の促進



図 35 事業のイメージ



重点施策2 スマートシティの実現

※第2次さいたま市環境基本計画 重点施策2に該当

◇概要

本市では、公民+学の連携で、電気自動車普及施策「E-KIZUNA Project」や低炭素化とまちの強靱化施策「次世代自動車・スマートエネルギー特区」に取り組んできており、次世代モビリティの普及、シェアサイクル・スクーターの全市展開、スマートホーム・コミュニティのモデル構築など、脱炭素型スマートシティの実現を目指しています。

また、新たな技術や様々なデータを活用し、市民生活の質の向上を目指す取組も進めており、これらの様々な取組を、地域の住民、事業者など、あらゆる関係者とともに進め、脱炭素化を前提に、市民生活を「より豊かに」、「より快適に」、そして地域コミュニティが育まれたスマートシティの実現を目指します。

◇具体的な取組

○ データ利活用型スマートシティの構築

AI・IoT・ICTといった新たな技術や、健康やエネルギーなどのデータを活用することで、新たな生活を支援するサービスの提供などにより、市民生活の質の向上を目指す取組を進めていきます。

○ 脱炭素型次世代交通システムの構築

EVシェアスクーターの導入を図るとともに、電動アシスト自転車や超小型モビリティなどのシェアリングサービスをワンポートで提供するマルチモビリティシェアリングの構築を図ることで、天候や人数といったその時々状況に応じて、最適なモビリティを提供できる環境を整備します。さらに、AIオンデマンドバスの導入に向けた実証などを進め、脱炭素型の次世代交通システムの構築を目指します。

○ スマートホーム・コミュニティの先導的モデル街区（第3期）の整備

脱炭素化と災害に強く、コミュニティの形成を目指したモデル街区の整備を行います。第1期、2期のコミュニティ醸成のためのコモンスペース、その地中部を活用した電線類の地中化、高断熱・高気密の地区基準 HEAT20G2 さいたま市地区基準に加えて、第3期では、街区住民の移動手段としてシェアする電気自動車を導入し、蓄電池としても活用することで、平時に低炭素で災害時に自立する街区として整備を進めます。

○ 公民連携による脱炭素化に向けた取組の推進

エネルギー事業者やハウスメーカーといった民間事業者等との協働で、一般住宅や事業所関連の脱炭素化に向けた普及・啓発などの取組を推進します。

- 電気自動車普及施策 E-KIZUNA Project（イー・キズナプロジェクト）の推進
 運輸部門の脱炭素化を図るため、施策の見直しを行い、ゼロエミッションビークルを共有する社会を構築する等、次世代自動車の普及に取り組みます。また、国際会議の開催を契機として、国内外の先進都市と共に更なる脱炭素化に向けた取組を推進します。

◇取組の効果

環境	・自動車等からの温室効果ガス排出削減 ・大気汚染物質の排出削減
経済	・ICT等関連産業の振興 ・公共交通の利便性向上による観光振興
社会	・市内移動の利便性・快適性向上 ・自転車等の利用や外出の機会増加による健康増進 ・コミュニティの活性化 ・EV等による災害時の電源確保

◇関連する指標

指標	現状	目標	
	—	令和7年度	令和12年度
「生活支援サービス」の実装数	3事業実装済 (R2.4.1時点)	8事業	13事業

◇関連する施策

3 環境未来都市の実現
3-1 (1) エネルギー効率の良い建築物の普及促進
3-1 (2) 地区や街区におけるエネルギーの効率的利用
3-2 (1) 歩行者・自転車利用環境の維持・向上
3-2 (2) 公共交通利用環境の維持・向上
3-3 (1) イノベーションによる先進的なまちづくりの推進
3-3 (2) エネルギー関連ビジネスの促進



図 36 美園地区のスマートシティのまちづくり



重点施策3 身近な気候変動への適応策の推進

◇概要

近年、日本を含む世界では、記録的な猛暑、集中豪雨、大型台風などの自然災害が多発するなど、気候変動の影響が身近に迫り、人間社会や自然界にとって大きな脅威となっています。

市民の安全で安心な暮らしや本市の豊かな自然資源を「未来」へ引き継ぎ、経済・社会の持続可能な発展を図るため、緩和策（温室効果ガスの排出削減等対策）に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在生じている、また将来予測される被害の回避・軽減を図る適応策を、市民、事業者、行政のあらゆる主体と連携・協働の下、一体的に推進します。

◇具体的な取組

○ 熱中症予防対策の推進

熱中症予防対策啓発のため、チラシ・ポスター等を作成し、庁舎内窓口、公共施設、各種教室やイベント、民生委員による高齢者への配布を行います。各種啓発媒体を活用した熱中症予防対策の周知啓発を図ります。夏の期間、暑さ指数（WBGT）が厳重警戒である28度を超える日を目安に防災行政無線を放送する他、市HPやSNSを通じて、夏季に暑さ指数の実況、予測情報の周知を行います。

○ まちなかの暑さ対策の推進

緑のカーテンを公共施設において実施するとともに市民向けの講習会の開催や種の配布を行います。市街地等においては、街路樹等による緑陰の創出や、商店街等との連携によるミストシャワーの設置促進等を行います。また、風の流れを計算した街区設計、断熱効果の高い住宅設計などの条件を満たす宅地開発等を促します。

○ 防災意識の向上

洪水や土砂災害の危険性やその対応、日頃からの備え、心構えを周知するとともに、万が一、洪水による氾濫や土砂災害が発生した場合の安全な避難行動の参考とするため、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップを作成し市民に広く周知します。

○ 水と緑のエコロジカル・ネットワークの形成

市内に多様な動植物の生態系基盤となる水辺環境や自然公園等を、グリーンインフラの考え方も取り入れながら整備するとともに、緑地の保全や市街地における緑化の推進等により水と緑のエコロジカル・ネットワークを形成します。

○ 広域的な連携の推進

気候変動適応法に基づく「気候変動適応広域協議会」や気候変動適応センター等を通じ、国や近隣自治体など地域レベルでの幅広い関係者と連携・協力を図り、気候変動適応の取組を推進します。

◇取組の効果

環境	・ 温室効果ガスの排出削減・緑陰の創出による快適性の向上 ・ 生物多様性の保全、自然共生
経済	・ 災害時の事業継続性（BCP）の向上、経済損失の軽減
社会	・ 地域や市民の防災力の強化、熱中症等の健康被害の軽減 ・ 行政コストの削減

◇関連する指標

指標	現状	目標	
	—	令和7年度	令和12年度
適応策に資する事業数	18事業 (令和元年度)	23事業	28事業

◇関連する施策

4 気候変動への適応計画
4-1 (2) 水環境に係る対策
4-1 (3) 生態系に係る対策
4-2 (1) 洪水、内水、土砂災害への対策
4-3 (1) 暑熱対策
4-3 (2) 熱中症対策
4-4 (1) 広域的な連携による取組の推進





重点施策4 多様な主体との連携・協働の推進

◇概要

地球上の平均気温が上昇し続けている今、必要なことは、私たち一人ひとりの意識と行動であり、この危機的な状況を自らの問題と認識し、気候変動への対策を加速する必要があります。また、本市の温室効果ガス排出量は、家庭部門及び業務部門の2部門の割合が大きいため、市民や事業者による主体的な取組や連携・協働の推進が欠かせません。

ゼロカーボンシティの実現に向けては、市民、市民活動団体、事業者、大学など多様な主体と市との連携・協働を推進し、ライフスタイルやワークスタイルの転換を図るなど、新しい生活様式を踏まえた情報発信、SDGsと連携した普及啓発や公民ネットワークの活用などを通じた地球温暖化対策の緩和策・適応策に取り組みます。

◇具体的な取組

- COOL CHOICE の普及拡大
国や事業者と連携して、イベントやメディア等での普及啓発活動を行い、COOL CHOICE のより一層の認知度向上を図っていきます。
- ナッジの手法を取り入れた地球温暖化対策に関する普及啓発
新しい生活様式を踏まえるとともに、ナッジを活用した啓発手法・ツールを検討し、様々な環境政策における意識変革・行動変容に効果的な広報・普及啓発を行います。
- 市民生活や健康への影響に関する普及啓発
洪水や土砂災害の危険性に関するハザードマップを作成し、防災教育において活用することで、市民等の日頃からの備えや心構えを広く周知します。
- 地球温暖化対策に関する連携・協働
次代の社会を担う子どもから大人までの幅広い世代の市民や事業者、学校、行政、団体等のあらゆる主体が連携・協働し、一丸となって環境に配慮した行動に取り組みます。
- さいたま市地球温暖化対策地域協議会との協働
さいたま市地球温暖化対策地域協議会と協働し、市民等と行政の連携による地球温暖化対策を推進する様々な啓発や事業、将来の担い手への教育等を行っていきます。
- 自主的な環境保全活動の促進（環境負荷低減計画制度の推進）
事業者自らが温室効果ガス排出削減の目標と計画を立て、実施・評価する等の基本的な環境管理を実践及び公表する「環境負荷低減計画制度」の運用を通じて、事業者の自主的な環境保全活動を促進します。また、エネルギー診断等を通じて、事業所の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入などを促進します。

◇取組の効果

環境	・ 温室効果ガスの排出削減 ・ 環境意識の醸成、環境保全活動の活発化
経済	・ 地域事業者への環境イベント等への参加者数の上昇・ エシカル消費の普及
社会	・ 幅広いパートナーシップの充実・ 強化 ・ 将来の担い手の育成 ・ シビックプライドの向上、地域コミュニティの強化

◇関連する指標

指標	現状	目標	
	—	令和7年度	令和12年度
環境に配慮した行動を実施している市民の割合	91.5% (令和2年度)	92%	92%
市と連携して環境教育・学習の推進に取り組む民間事業者等の団体数	11 団体 (R2.4.1 時点)	20 団体	25 団体



図 37 普及啓発の様子



図 38 さいたま市地球温暖化対策地域協議会の全体会議

◇関連する施策

1 省エネルギー化の推進
1-1 (1) 脱炭素型ライフスタイルの推進
1-1 (2) 地球温暖化対策に関する啓発・連携・協働
2 持続可能なエネルギー政策の推進
2-2 (1) エネルギーの地産地消の推進
4 気候変動への対応
4-4 (2) 多様な主体との連携による取組の推進
5 循環型社会の形成
5-1 (3) 3Rの意識啓発
6 環境教育・環境学習の推進
6-1 (2) 環境学習の推進
6-1 (3) 環境活動の促進